

別紙

諮問第1283号

答 申

1 審査会の結論

- (1) 本諮問について令和3年1月14日付けで行った答申は、これを取り消す。
- (2) 「平成29年度精神保健福祉資料」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成31年1月4日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、平成29年度精神保健福祉資料病院・診療所5（以下「本件対象公文書1」という。）及び平成29年度精神保健福祉資料病院・診療所6（以下「本件対象公文書2」という。）のうち、別表2に掲げる部分について条例7条2号により、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年5月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年7月19日に実施機関から理由説明書を收受し、令和2年10月30日（第211回第二部会）から同年11月19日（第212回第二部会）まで、2回の審議を行い、令和3年1月14日に答申を行った。

しかしながら、その後、令和元年8月23日付けで審査請求人から提出されていた反論書が、事務局から審査会に提出されていなかったことが判明したため、令和3年2月16日（第215回第二部会）に上記の答申を取り消した上で、同日から同年3月9日（第216

回第二部会)まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 精神保健福祉資料について

精神保健福祉資料は、精神科医療機関を利用する患者の実態等を把握し、精神保健医療施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として毎年国（厚生労働省）が実施している調査（以下「本件調査」という。）の結果をまとめたものであり、国から依頼を受けた実施機関が都内各精神科医療機関管理者に対し作成と提出を求めている。本件調査の結果は、実施機関及び国の精神保健医療福祉施策の検討等に活用されている。そして、平成29年度からは、平成30年度から実施される医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画の企画立案や実行管理にも活用できるよう、調査の流れや内容が大幅に見直されている。

なお、本件調査により収集される情報は、精神科医療機関及びその患者の状況に関するものである。

イ 本件開示請求、本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として、別表2に掲げる本件対象公文書1及び2を特定し、同表に掲げる開示しない部分（以下、それぞれ「本件非開示情報1」及び「本件非開示情報2」という。）について条例7条2号に該当することを理由として、それぞれ非開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

ウ 本件非開示情報1及び2の非開示情報該当性について

(ア) 本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書及び反論書において、非開示部分は個人を識別できる情報ではなく個人の権利利益を害するおそれはない、条例

7条2号の個人識別性の判断は、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるかという「特定人基準」ではなく、一般の人が通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められるかという「一般人基準」によるべきと主張する。

また、審査請求人は、従前より非開示部分と同様の情報が公開されているなど条例7条2号ただし書イあるいはロに該当する旨、年齢及び性別を非開示とすれば条例8条2項による開示ができる旨、主張する。

これに対し、実施機関は、本件非開示情報1及び2はいずれも条例7条2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない、年齢、性別だけを非開示としても他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる可能性がある、と説明する。

(イ) 審査会が見分したところ、本件非開示情報1は平成29年6月30日0時時点の在院患者に関する年齢、性別、主診断、入院年月、入院形態、隔離指示有無、拘束指示有無、所在地と住所地、住所地等の情報が、本件非開示情報2は平成28年6月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）による医療保護入院をした患者に関する患者シリアル番号、年代、性別、主診断、同意者、当初の入院計画での予測入院月数、退院支援委員会の実施回数、患者本人の退院支援委員会への参加機会、家族参加、地域援助事業者参加、退院有無、退院年月、入院継続中の場合は入院形態等の情報が、患者一人ごとに、各項目に対応する情報が一体のものとして記載されていることが確認された。

本件非開示情報1及び2には、氏名、生年月日等、それだけで特定の個人を識別できる情報は含まれていないが、本件対象公文書1及び2を提出した精神科医療機関が、医療機関番号及び市区町村名の記載により明らかであること、本件非開示情報1及び2が特定の日あるいは月における患者に関する情報であることを踏まえると、本件非開示情報1及び2は、関係者など一定範囲の者にとっては特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

この点に関し、審査請求人は、反論書において、条例7条2号本文前段の個人識別性の判断は、前記（ア）のとおり「一般人基準」によるべきであると主張する。しかしながら、条例が何人にも開示請求権を認めており、様々な立場の者が様々な

目的で開示請求をする可能性があることを考慮すると、特定の個人の識別可能性を判断するに当たって、照合される他の情報は、必ずしも審査請求人が主張するような一般の人が通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報に限られないと解すべきである。

また、本件非開示情報1及び2は、精神疾患を主診断とする入院患者の情報であり、その中には、精神保健福祉法や心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく本人同意のない入院患者の情報も含まれており、これらの情報は、個人の人格と密接に関わる機微な情報も含むものであることから、その取扱いは慎重であるべきである。

仮に、審査請求人が反論書において主張するところの「一般人基準」の考え方によることで、識別可能性が否定されとしても、本件非開示情報1及び2は、入院患者個人の人格と密接に関わる機微な情報を含んでいることから、条例7条2号本文後段のこれを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

以上のことから、本件非開示情報1及び2は、条例7条2号本文に該当する。

(ウ) 次に、同号ただし書該当性について検討する。

実施機関の説明によれば、本件調査は、平成28年度までは、あらかじめ疾患名別、年齢階級別、男女別、入院形態別等の組合せが設定された調査票について、それぞれの区分に該当する在院患者数を医療機関が集計し、その集計値を報告するものであったが、平成29年度調査から調査票の様式が大幅に変更され、本件対象公文書1及び2では個々の患者ごとに詳細な情報を記入することとなったとのことである。

審査会が従前の調査票の様式を入手して本件対象公文書1及び2と比較したところ、本件対象公文書1及び2に係る記載内容は、在院患者の集計値であった従前の調査結果の記載とは異なり、前記(イ)のとおり患者一人一人に関する詳細な情報が個別に記載されたものであることが確認された。また、個々の情報について従前と比較すると、「年齢」については、従前の5区分から5歳刻みの19区分へと細分化され、「入院形態」については、従前には「その他」で括られていた、医療観察法に基づく「鑑定入院」や「医療観察法による入院」などが特定して明示されるこ

ととなるなど、より詳細な内容が記載されるものとなっている。

審査請求人は、本件非開示情報1及び2に関し、従前は実施機関により開示されていた情報であることをもって同号ただし書イに該当すると主張するが、上記のとおり、調査票の様式的大幅な変更により、在院患者の集計値であった従前の調査結果と個別の患者の詳細な情報が記載された平成29年度調査とでは、その情報の内容が質的にも量的にも大きく異なるから、従前の実施機関の対応をもって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえず、同号ただし書イに該当しない。

また、審査請求人は、非開示情報が公表されることにより精神科医療機関の入院患者やその家族の病院選択等に資するとの理由により同号ただし書ロに該当すると主張するが、これを開示することにより保護される利益が、非開示情報の当事者である精神科医療機関の入院患者の権利利益の保護に優越するとは認められない。

したがって、本件非開示情報1及び2は、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえないことから同号ただし書ロに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ハにも該当しない。

(エ) 本件非開示情報1及び2に関し、条例8条2項の一部開示の可否について、更に検討する。

審査請求人は、前記(ア)のとおり、年齢及び性別を非開示とすれば、条例8条2項による開示ができると主張する。

前記(イ)で述べたとおり、本件非開示情報1及び2には、個人の人格と密接に関わる機微な情報が含まれ、その取扱いは慎重であるべきである上、審査会が見分したところ、本件非開示情報1のうち「年齢」、「性別」、「所在地と住所地」及び「住所地」、本件非開示情報2のうち「患者シリアル番号」、「年代」、「性別」及び「同意者」の各部分は、関係者など一定範囲の者にとっては、その情報から特定の個人を識別することができることとなる情報であることが認められ、当該各部分を開示する余地はない。

また、本件非開示情報1及び2のうち、上記識別部分を除いたその余の各部分についても、これを公にすることにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、開示をすることはできない。

(オ) したがって、本件非開示情報 1 及び 2 は条例 7 条 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、また、条例 8 条 2 項の規定による一部開示をする余地もないことから、非開示が妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

| |
|-------------------------------|
| 開示請求に係る公文書の件名又は内容 |
| 平成29年度精神保健福祉資料（ただし、全病院分） |
| そのうち、調査票の病院・診療所5及び病院・診療所6のシート |

別表2 本件対象公文書、開示しない部分及びその理由

| | |
|--|--|
| 平成29年度精神保健福祉資料 病院・診療所5（本件対象公文書1） | |
| 開示しない部分 | その理由 |
| 年齢、性別、主診断、入院年月、入院形態、隔離指示有無、拘束指示有無、所在地と住所地、住所地 （以上、本件非開示情報1） | 【条例7条2号】 （1）特定の個人を識別される可能性があるため。 （2）個人の人格と密接に関わる情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 |
| 平成29年度精神保健福祉資料 病院・診療所6（本件対象公文書2） | |
| 開示しない部分 | その理由 |
| 患者シリアル番号、年代、性別、主診断、同意者、当初の入院計画での予測入院月数、退院支援委員会の実施回数、患者本人の退院支援委員会への参加機会、家族参加、地域援助事業者参加、退院有無、退院年月、入院継続中の場合は入院形態 （以上、本件非開示情報2） | 【条例7条2号】 （1）特定の個人を識別される可能性があるため。 （2）個人の人格と密接に関わる情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 |